

令和3年8月
(第13回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和3年8月25日(水曜日)

令和3年8月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年8月25日(水曜日) 午前9時00分～午前10時30分

2 開催場所 南大隅町役場本庁 大会議室

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	2番	北之口 洋一
〃	3番	富 田 良 成
〃	5番	後 藤 望
〃	6番	淵 脇 耕 二
〃	7番	溝 田 耕 一
〃	8番	東 山 崎 勝 一
〃	9番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	11番	徳 留 徳 次
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局次長兼係長 中村 玲子
事務局書記 中島 大貴

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

議案第41号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

報告第42号 農業委員の辞任について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和3年8月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は11名です。
欠席の1名につきましては、後ほど議案にて説明いたします。
全員出席ですので総会は成立しております。
農地利用最適化推進委員については、10名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、5番の後藤委員と6番の淵脇委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の中村氏と中島氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
許可申請は2件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが2件でございます。

(2ページ 議案第38号の議案書の読み上げ)

3ページの集計表、4ページ、5ページ、6ページの受付番号1番の資料については、
それぞれお目通しください。
また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。

議長： ありがとうございます。
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

6番： はい。

議長： 淵脇委員どうぞ。

6番： 6番淵脇です。8月19日に調査しました。場所は〇〇集落でございます。申請人の〇
〇氏は畜産と水稻栽培の複合経営で、当該地は以前より譲受人の〇〇氏より借りて飼
料作物WCSの作付けを行っており、農地としての管理状況は良好でありました。
意見としては、譲渡人〇〇は町外である〇〇町に在住し、当該地の管理ができな
いため、譲受人の耕作を依頼し、水路の管理のみ帰省して参加していた状況です。
当該地は遠方であること、また、今後も農業を行う予定もないことから、親戚関係
である譲受人に贈与することになったものです。
譲受人は、畜産行と水稻を中心に営農を行っているが、農地利用については、特
に問題となる事案は発生していないため、何ら問題なく今後も申請地含め有効的
に活用が図られると思われまます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。
推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございました。
全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第38号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第38号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

続いて議案第38号受付番号2番です。事務局の説明をお願い致します。

事務局： 受付番号2番の資料につきましては、7ページ、8ページ、9ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査票についても併せてご覧いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

10番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

10番： 10番田淵です。8月16日午後1時から譲受人の〇〇さん、田島推進委員の3名で調査しました。場所は〇〇集落内で、〇〇さん宅の西隣になります。当該地は、菜園として綺麗に管理されておりました。譲受人の〇〇さんは、〇〇さんの弟で、養子になられ、〇〇県にお住いのため、帰郷の意思もないことから今回の運びとなったものです。調査の意見としては、これまでにも管理され、今後も菜園として使用する予定で何ら問題はないものと考えます。よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号2番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。
推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 38 号受付番号 2 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 38 号、受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案番号 39 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。許可申請は 1 件です。事務局より説明を求めます。

事務局： それでは、10 ページの議案第 39 号の議案書をご覧ください。
議案書をもとに説明いたします。

(議案第 39 号 議案書の読み上げ)

資料については、11 ページから 18 ページまででございます。転用目的は住宅の建設に関わるものです。それぞれお目通しください。なお、農地の区分と転用目的は問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。ここで、担当委員の現地調査の報告ですが、担当委員からお願いします。

7 番： 7 番溝田です。8 月 20 日午前 9 時より現地にて野村推進委員、事務局、申請人の弟さんとで調査しました。現地は、〇〇集落で、〇〇の東側水田地帯にあります。西側は道路、東側は排水路、北側は宅地に接続する田と畑ですが、ここ数年不耕作です。南側は、数年前までハウス栽培でしたが、現在は不耕作です。申請人は現在弟と同居中ですが、申請地に自宅を建築し、転居したいということです。意見としては、宅地からの雨水や合併浄化槽からの処理排水などは、用水路に落とすなど、周囲に迷惑をかけることが見当たらず、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。ただいま担当委員より報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

(意見、質問なし)

議長： よろしいですか。
それでは、農地最適化利用推進委員の判断をいただきたいと思います。
推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、許可に賛成でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、
議案第 39 号許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 39 号許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長： 次に議題第 40 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明いたします。
(19 ページ 議案第 40 号の議案書のみ読み上げ)

20 ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

21 ページから 22 ページの集積計画については、それぞれお目通しください。
よろしくをお願いします。

議 長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等
ありませんか。

1 2 番： はい。

議 長： 横原委員どうぞ。

1 2 番： 4 番についてなのですが、10a あたり 25000 円ですが、その下は 5000 円です。
その差というのは何でしょうか。ここは、施設園芸でハウス栽培でしょうか。

委 員： 以前別の方が借り、ハウス栽培を行っていたのですが、耕作しなくなったため、
今回、〇〇さんが借りることとなりました。

1 2 番： ハウスなのでこの金額なのですね。わかりました。

議 長： 他にありませんか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 前回の総会で、利用権を設定される方の年齢を伝えるとのことでしたが、子供さんが
設定する方場合や、親御さん名義のまま設定するが、実際に耕作するのはお子さんで
施設に利用権を送る場合もありますので、年齢に関しては、今回も記入はしておりま
せん。委員さん方それぞれで把握していただきますようご了承のほどお願いします。

議 長： ということですので、今後も資料には年齢は記載しないということですか。
よろしいでしょうか。

(意見、質問なし)

議 長： それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。
推進委員の皆さんにお伺いします。第 40 号の集積計画に関して、異議なし、と
される方は挙手をお願いします。

(挙手)

議 長： ありがとうございます。
全推進員、異議なしでございます。それでは農業委員による採決をいたします。
ただいまの、推進委員の挙手状況を踏まえ議案第 40 号について、計画通り
決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 40 号は計画の通りに
決定いたします。

議 長： 次に議案第 41 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より、農地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明いたします。

(23 ページ 議案第 41 号の議案書読み上げ)

続いて 24 ページをお願いします。

(受付番号 1-4 番の集積計画の読み上げ)

議 長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見ご質問等ありませんか。

委 員： はい。

議 長： はい。どうぞ。

委 員： 以前別な方が耕作していた土地だと思うのですが、今回、その方ではなく、新たに
〇〇さんが耕作されるということですか？

委 員： はい、その通りです。

事務局： 補足いいでしょうか。

議 長： はい、事務局どうぞ

事務局： 補足説明とはなりますが、今回の対象地はあっせんによる売買で、以前茶畑だった農地を〇〇さんが取得し、牧草を栽培するとのことでもあります。また、26ページの航空写真の〇〇番の一部ひょろ長く突き出した部分は、山林のように見えますが、崖となっております。その他資料の4ページをご覧ください。
少しづらいかもしれませんが、茶畑より西側は崖となっております。

議長： よろしいですか。ほかにありませんか。

(意見質問なし)

それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。
推進委員の皆さんにお伺いします。議案第41号の集積計画について、異議なしとされる方は、挙手をお願いします。

(挙手)

議長： ありがとうございます。全推進員、異議なしでございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員間の挙手状況を踏まえ、議案第41号について、計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第41号は計画通り決定いたします。

議長： 次に、議案第42号「農業委員の辞任の同意について」を議題と致します。
それでは、事務局より説明を求めます。

事務局： 27ページの議案第42号の議案書をご覧ください。

(27ページ 議案第42号の議案書の読み上げ)

資料については、28ページをお開きください。〇〇委員より辞任届が提出されました。読み上げますと、「私は、このたび一身上の都合により令和3年7月31日をもって南大隅町農業委員を辞任いたしたくお届けいたします。」という文面となっております。

「農業委員会等に関する法律第13条第1項」の規定により「市町村及び農業委員会の同意を得て辞任することができる」と規定されていることから本日、この総会の場においてお諮りしたいと思います。

議長： ただ今、事務局からの説明が終わりました。まことに残念ですが、〇〇委員が総務課へ辞任届を提出されたそうです。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

委員： よろしいですか。

議 長： はいどうぞ。

委 員： 辞任された後は、誰か代わりを出さなければならないのでしょうか。

議 長： それにつきましては、後ほどまたお願いをしたいと思っております。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 農業委員の任期中の辞任についてですが、基本的には、速やかに補充に努めなければならないと南大隅町の規定があります。欠員補充につきまして、公募を実施することになります。

議 長： 他にございませんか。よろしいですか。

それでは、まず、議案第 42 号について農地利用最適化推進委員の判断を
いただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第 42 号について、同意やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、同意やむなしでございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、
議案第 42 号について、同意される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 42 号農業委員の辞任の同意については原案のとおり
同意することに決定いたしました。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次にその他の件について、委員、推進委員、事務局から発言があれば挙手をお願いします。

6 番： はい。

議 長： 淵脇委員どうぞ。

6 番： 先日 7 月 30 日に〇〇地区の水田の見回りをおこなってまいりました。
特に〇〇地区には WCS を作付けされている方も多いのですが、「いもち病」が
発生しておりました。中には水稻を自作している方もいるのですが、対策をしても
周りの WCS から菌が入ってしまい、防除しても意味がないとのことでした。
農業委員会の管轄かは不明ですが、WCS を植えた際は、対策を徹底するよう声掛けを
行っていただけませんかでしょうか。

議 長： 事務局あればお願いします。

事務局： この件に関しては、私どもも把握しており、経済課の担当にて直接現地確認も行ってまいりました。そうしましたところ、「いもち病」ではなく、カメムシの大発生が原因でした。そのため、カメムシの対策を行うよう指導行いました。今後に向けても引き続き対策や指導等を行っていかうと思います。

議長： その他ありませんか。はい、どうぞ。

委員： はい、今年は梅雨が早く始まったことにより、長く、また、収穫前の長雨のせいで、カメムシやカビの発生が多いように思います。せっかく作った米も品質が落ちてしまうので、対策を行い、良い米を作れるようよろしくお願いします。

議長： そのほかありませんか。はい、どうぞ。

委員： はい。WCSに関連して、いのしし対策として電気柵の設置を行っていない箇所があります。被害を出さないためにも対策を行っていただきますようお願いいたします。皆様も担当地区にて声掛け等お願いいたします。

議長： 他にありませんか。事務局どうぞ。

事務局： 1. あっせんの申し出について
2. 9月の行事予定について

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和3年8月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員